

## 伊勢原市立地適正化計画（案）の条例縦覧等の結果について

伊勢原市地域まちづくり推進条例に準じて、伊勢原市立地適正化計画（案）について、条例縦覧を実施しました。

### 1 条例縦覧等の概要

- (1) 縦覧期間（意見書の受付期間）  
令和元年9月3日（火）から令和元年9月24日（火）
- (2) 周知方法  
広報いせはら9月1日号、市ホームページ、自治会回覧
- (3) 案の縦覧場所  
都市政策課、市役所1階ロビー、各公民館、市のホームページ
- (4) 縦覧者数  
1人
- (5) 提出意見数  
2件（1人）
- (6) 公述人  
なし

### 2 意見の要旨及び市の考え方

- 【対応区分】 A：意見の趣旨が計画案に反映されているもの  
B：意見を踏まえ、計画案の修正を検討するもの  
C：意見として承ったもの

No.	意見の要旨	区分	市の考え方
1	市街化調整区域の集落では過疎化が進んでおり、地域の実情を踏まえたまちづくりを進めてほしい。	A	本計画は、鉄道駅の周辺など人口密度の高い市街地を中心とし、郊外住宅地や集落地が互いに公共交通等で結ばれる都市づくりを目指すものです。 計画の推進により、集約型都市構造（コンパクトシティ・プラス・ネットワーク）を目指すことで、伊勢原のまちの形を大きく変えずに、集落地を含め、持続可能なまちづくりに寄与するものと考えています。
2	246号バイパス（仮称）伊勢原西インターチェンジ周辺の地域活性化策を検討して欲しい。	C	広域幹線道路ネットワークの整備効果を生かすため、多様な施策を実施しながら本市のまちづくりに取り組んでいきます。